

2017年9月14日

## 博士論文の学術誌投稿に対する現時点での対応（取り扱い）について

日本体育・スポーツ経営学会  
編集委員会

平成25年4月1日より学位規則（昭和28年文部省令第9号）が改正（文部科学省令第5号）され、博士学位の被授与者による博士論文のインターネット公表が義務付けられました。そのため、現在、各大学が運用する機関リポジトリにおいて、博士論文をインターネット公表（公開）することが増加してきています。とりわけ、博士論文（博士号請求論文）提出の際には「査読付き学術誌への掲載が要件として求められることが多く、学術誌掲載論文から博士号請求論文への転載も認めることが通常である。ただし、収録した転載については、その旨を明記することが求められる」〔日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」（回答）平成27年（2015年）3月6日〕としており、今後、学術誌掲載論文（既刊）からの転載をも認められた博士論文、もしくはインターネット公表された博士論文の内容等（の一部または全部）を再度、査読付き学術誌へと投稿するというケースが出てくることも予想されます。日本学術会議は、上記回答の中で、「各研究機関及び各学会が刊行する学術誌において、二重投稿に関する規程（②二重投稿の禁止）を定めて公表すべきである」ことを強調しています。

こうした状況に鑑み、編集委員会においては現在、「二重投稿に関する規定」及び「著作権規定」について鋭意検討しているところであり、本学会が学術研究団体としての性格を有する以上、2017年度中には「研究（者）倫理」に関わるこれら2つの規定を含むよう、投稿規程（新規程）を整備（改定）し、2018年度からは新規程によって運用していきたいと考えております。しかしながら、新規程の検討及び運用は慎重に進めることが必要であり、多大なる時間を要することから、すでに投稿準備をしている会員の方々の投稿権利の機会を奪う可能性があることを危惧しています。

そのため、編集委員会において慎重に検討した「現時点での対応（取り扱い）」について第2回常務理事会（平成29年8月4日開催）において審議した結果、本学会としては、現時点では以下のような対応を取ることにしました。

### <現時点での対応（取り扱い）>

現在の投稿規程のもとでは「二重投稿に関する規定」がないため、とりわけ、博士論文の機関リポジトリ等によるインターネット公表（公開）は「掲載済み（既発表）」としては取り扱わないものとする。

なお、ご不明な点などがありましたら、学会事務局（jimukyoku@jsmpes.jp）までお尋ねください。

以上